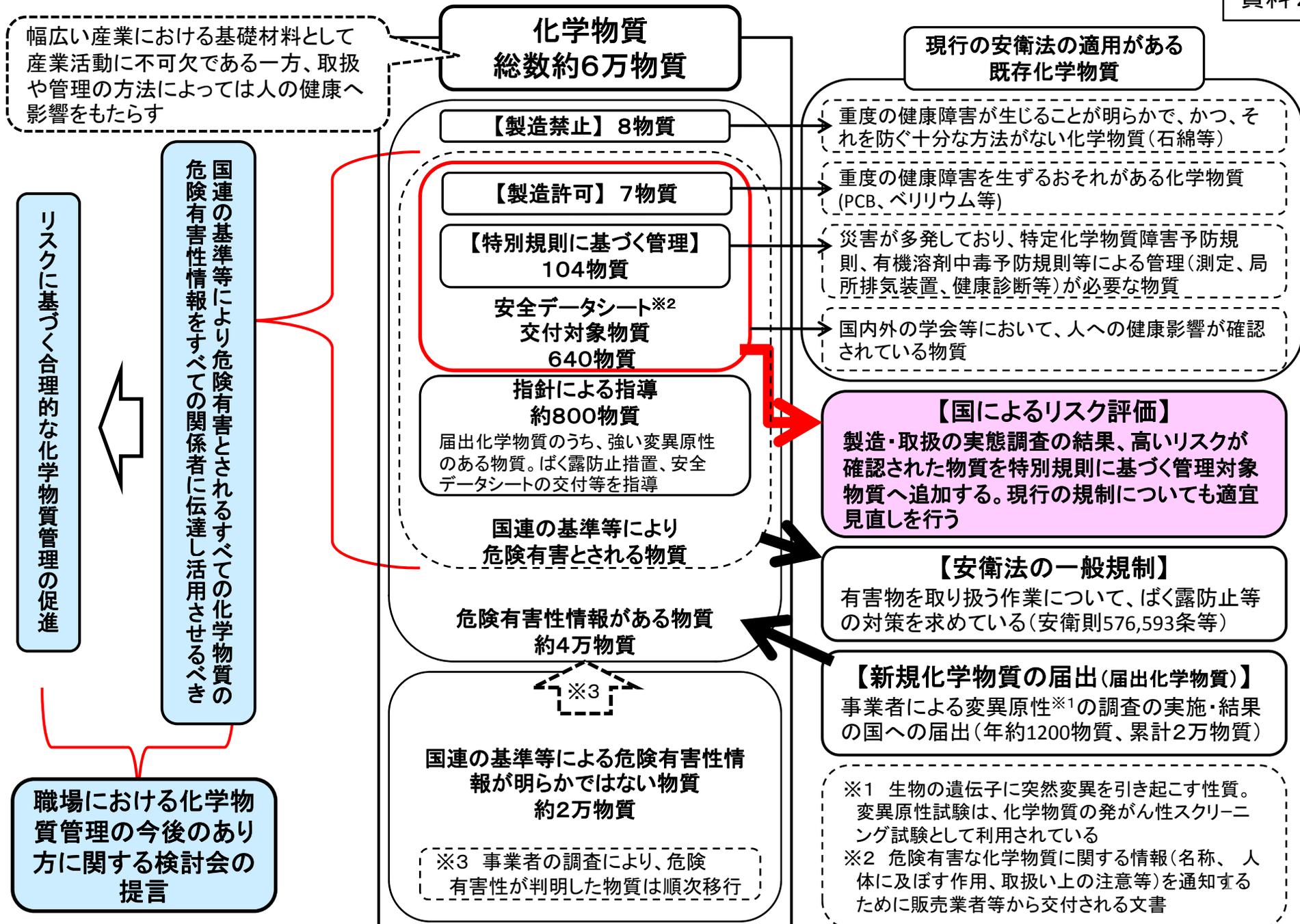


職場における化学物質管理の現状(全体像)



化学物質の危険有害性情報の伝達の充実・強化

背景・現状

- ① 化学物質等に起因する労働災害が、600～700(件/年)程度発生
- ② 容器等に化学物質等の危険有害性の表示があれば防止し得たと思われる災害が30件/年程度発生
- ③ 有害な化学物質を取り扱う事業場で、化学物質のリスクアセスメント実施率は半数以下
- ④ 化学物質管理の国際動向として、すべての危険有害な化学物質の譲渡提供者に対して、川下使用者に当該化学物質に関する情報提供を義務化（欧州REACH規則、CLP規則）

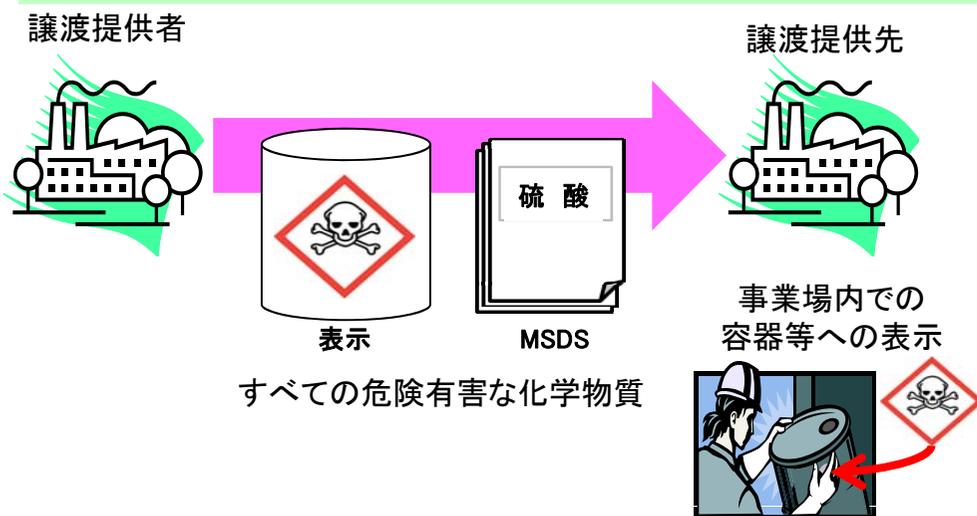
今後の方向性

職場において使用されるすべての危険有害な化学物質※¹の危険有害性情報を広く関係者に伝達

- ① 譲渡提供時のラベル表示や化学物質等安全データシート（MSDS※²）の交付
- ② 事業場内で取り扱う容器等についてラベル表示の実施



リスクに基づく自主的な化学物質管理の促進



24年4月 表示・文書交付の対象を拡大

譲渡提供時の表示の義務
(104物質)

譲渡提供時の文書交付の義務
(640物質)

- すべての危険有害な化学物質について
- ① 譲渡提供時の表示及びMSDS交付
 - ② 事業場内で取り扱う容器等にラベル表示

※¹ 国連の基準により、危険有害とされる化学物質
※² 危険有害な化学物質に関する情報(名称、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意等)を通知するために販売業者等から交付される文書